

伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊万里市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 5 号

伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び伊万里市職員の
育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊万里市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）
の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまで
の子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則
で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 1 5 条の 3 第 1 項において「配偶
者等」という。）」を加える。

第 1 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 1 5 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況
に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資
する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」とい
う。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又
は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認する
ための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4
月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を
知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第 1 5 条の 4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう
にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(伊万里市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊万里市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。